

令和2年5月18日

保護者各位

富山県立富山高等学校

校長 中崎 健志

## 新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止等の取扱いについては、学校保健安全法第19条ならびに、厚生労働省および文部科学省からの通達を受けて、本校でも下記の場合には出席停止の措置をとることといたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。保健所や厚生センターから指示や要請があった場合は、そちらに従ってください。

下記の状況が発生した場合には、学校へ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

登校を再開する際には、保護者の方が記入する「新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止連絡票」および該当者（本人が感染した場合）については医師に記入していただく「登校許可証明書」を担任に提出してください。各種書類はホームページからダウンロードしてご利用ください。

### 【出席停止となる場合】

- ① 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した
- ② 生徒が濃厚接触者として特定された
- ③ 生徒の家族等が濃厚接触者として特定された
- ④ 発熱等の風邪症状が見られ、無理せず自宅で休養した

※ 新型コロナウイルスに感染していると診断を受けていなくても、感染拡大防止のため必要であると学校長が判断した場合は、出席停止として扱い、欠席とはなりません。

- ⑤ その他

※その他の事由について、学校長が認めた場合は、出席停止として扱い、欠席とはなりません。